

第 3 回

熊本県議会

# 建設常任委員会会議記録

平成21年 5 月 28 日

開 会 中

場 所 第 5 委 員 会 室

平成21年 5 月 28 日（木曜日）

午前10時18分開議

午前10時26分閉会

本日の会議に付した事件

議案第 6 号 専決処分の報告及び承認について

報告第 4 号 専決処分の報告について

報告第 5 号 専決処分の報告について

報告第 6 号 専決処分の報告について

出席委員（8人）

委員長 守 田 憲 史

副委員長 上 田 泰 弘

委員 児 玉 文 雄

委員 渡 辺 利 男

委員 中 原 隆 博

委員 堤 泰 宏

委員 吉 永 和 世

委員 高 木 健 次

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

土木部

部 長 松 永 卓

総括審議員兼

次 長 江 副 健 二

次 長 天 野 雄 介

次 長 岩 下 修 一

監理課長 鷹 尾 雄 二

道路保全課長 古 賀 充 信

住宅課長 小 林 至

事務局職員出席者

議事課主幹 津 川 尚 美

政務調査課課長補佐 小 林 昌 樹

午前10時18分開議

○守田憲史委員長 それでは、ただいまから第3回建設常任委員会を開会いたします。

なお、本日は、本会議を休憩しての委員会でありますので、審議を効率的に進めるため、質疑応答は付託議案に関するもののみに限らせていただきます。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

初めに、松永土木部長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いします。

○松永土木部長 今回の臨時県議会に提案しております土木部関係の議案について、御説明いたします。

今回提案しております議案といたしましては、道路管理瑕疵関係の専決処分の報告及び承認について、1件の御審議をお願いしております。

また、報告案件につきましては、県営住宅の明け渡し請求及び延滞家賃等支払い請求に係る訴えの提起等の3件について、御報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○古賀道路保全課長 道路保全課でございます。

説明資料1ページの道路管理瑕疵関係の専決処分の報告及び承認についてでございます。

2ページの概要で説明させていただきます。

一般国道219号でございますが、日時が平成20年12月19日午前5時30分ごろで、八代市豊原上町の219号でございます。

過失割合は、道路管理者が10割、それから、損害額及び賠償額でございますが、損害額が8万2,620円、賠償額は10割ということで、8万2,620円でございます。

事故の状況について説明しますと、事故の相手方が普通乗用自動車で、人吉方面から八代市街地方面へ進行中に、道路左側ののり面から落下してきた石と衝突し車両を破損したものでございます。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

○小林住宅課長 住宅課でございます。

本日は、3件の専決処分の報告をさせていただきます。

3ページをごらんください。

報告第4号の専決処分の報告は、県営住宅の家賃滞納者に対します県営住宅の明け渡し及び延滞家賃等の支払い請求の訴えの提起を行うものでございます。

3ページから4ページが内容でございますが、5ページの概要で御説明をさせていただきます。

専決日が平成21年3月31日でございます。

今回の明け渡し等請求に係る訴えの提起は、6カ月以上または10万円以上の家賃滞納者で、自主的な滞納解消が見込めない者13名を、4月23日に熊本地方裁判所に提訴したものでございます。

この13名につきましては、これまで何回となく納入指導を行ってまいりましたが、呼び出しにも応じない、また、納入の誓約はするものの守らないといった滞納者でございます。

滞納総額は375万9,300円、滞納月数は159カ月となっております。

これまでの訴訟の実施状況は、下表に掲げ

ておりますが、今回が36回目の提訴となり、提訴した者は959名となっております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

報告第5号の専決処分報告は、県営住宅入居者で、基準を超える高額の収入のある者に対しまして、県営住宅の明け渡し及び損害金の支払いを求める訴えを提起するものでございます。

8ページの概要で御説明をいたします。

専決日は、平成21年3月31日でございます。

今回の提起は、県営住宅に5年以上入居いたしましたして、かつ、最近2年間引き続き公営住宅法施行令に定めます収入基準額39万7,000円を超える収入がありまして、明け渡し期限、これは平成20年10月31日としておりましたけれども、それまでに明け渡しに応じなかった者1名を、4月23日熊本地方裁判所に提訴したものでございます。

高額所得者に対する提訴は、今回が2回目となります。

続きまして、9ページをお願いいたします。

報告第6号の専決処分報告は、県営住宅の延滞家賃等の支払いにつきまして、起訴前の和解を行うものでございます。

9ページから10ページが内容でございますが、11ページの概要で御説明をいたします。

専決日が平成21年3月31日でございます。

この和解は、6カ月以上または10万円以上の家賃滞納者で、自主的な滞納解消が見込める者8名を、4月23日に、熊本簡易裁判所に和解の申し立てを行ったものでございます。

滞納総額は156万8,600円、滞納月数で86月となっております。

この8名につきましては、先ほどの第4号報告の提訴の対象者と異なりまして、滞納解消のため家賃納付を誓約する意思を示しているため、訴訟を提起する前に裁判所が関与するもとの、今後の支払い方法等について和解を行うものでありまして、この和解の内容は、判決と同様の効果があり、より迅速かつ効率

的に強制力を伴う手段を確保していくものでございます。

これまでの和解の実施状況は、下表に掲げておりますが、今回が9回目の和解となり、申し立て者は125名となっております。

以上で報告を終わります。

よろしく願いいたします。

○守田憲史委員長 以上で執行部からの説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、今回の委員会は、本会議を休憩しての委員会でありますので、審議を効率的に進めるため、質疑は付託議案に関するもののみに限らせていただきます。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○守田憲史委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第6号について、採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○守田憲史委員長 異議なしと認め、採決します。

議案第6号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○守田憲史委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、これをもちまして、本日の建設常任委員会を閉会します。

委員各位、執行部の皆さん大変御苦労さまでした。

午前10時26分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する